

# 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会

## (平成 26 年度第 4 回) 議事録

### 1 日時

平成 27 年 1 月 15 日 (木) 午後 3 時 0 0 分～午後 5 時 00 分

### 2 場所

天神ビル 10 号会議室

### 3 出席者

別紙のとおり

### 4 議事

#### (1)開会

#### (2)議事

- ・ 第 6 期福岡市介護保険事業計画 (答申案) について

#### (3)報告

- ・ 認知症疾患医療センターの増設について
- ・ 地域包括ケアにおける I C T 活用アイデア・提案・事業企画等の募集について

#### (4)閉会

### 5 議事録 (要点筆記)

#### (1)開会

事務局：【会議成立の報告】

事務局：【会議資料の確認】

#### (2)議事

分科会長：それでは、会議を開会する。議事事項の第 6 期福岡市介護保険事業計画 (答申案) について、事務局より説明されたい。

事務局：【資料 1～3 により説明】

分科会長：資料 1 の第 2 章までの部分でご意見はないか。

委員：合計所得金額とは、具体的にはどういう意味か明確にされたい。市民意見 9 番の方は、「合計所得金額が 160 万円以上」のことを、「収入が 160 万円以上」と理解されているようである。

事務局：合計所得金額とは、収入から必要経費等を引いた額である。例えば、合計所得金額 160 万円以上の方というのは、収入が年金だけの場合、年金控除が 120 万円あるため、実際の収入は 280 万円以上の方である。

委員：市民の方向けのものであれば、誤解が発生しないように、用語説明を入れるなどの配慮が必要と思う。

事務局：説明を入れるなど、対応させていただく。

分科会長：次に、資料 1 の第 3 章までの部分でご意見はないか。

分科会長：コーディネーターという言葉がでてくるが、どのような定義か。

事務局：このコーディネーターとは、“生活支援コーディネーター”であり、これは新しい総合事業に移行する中で、様々な担い手によるサービスが創出されるよう取組みを進めるものである。役割については、地域のニーズと資源の状況の見える化や関係者のネットワーク化などであり、配置については、今後検討する。参考資料の部分に、簡単ではあるが、用語解説を追加している。

分科会長：特別な資格が必要であるか。

事務局：特別な資格は定められていない。

委員：用語説明があるのであれば、読み手がわかりやすいように「用語説明有」の印をつけてもらうと良い。

事務局：そのように対応する。

分科会長：他にご意見はないか。では、次に第 4 章の部分でご意見はあるか。

委員：市民意見の 25 番は、重要な意見であると思う。学校や施設等の整備は長期的な視点で見据える必要があり、今後、高齢者が増えていく中で、必要な施設等の整備量など 10 年後の見通しもある程度はついていると思うので、この意見のニュアンスをもう少し反映出来ないか。

事務局：今回の計画については、P32 において『介護サービスについては、市民のニーズに適切に対応していくため、中・長期的な視点から、次の 3 つの基本方針に基づき整備を進めていきます。』とお示しているため、市民の方に頂いたご意見についても内容を踏まえていると考えている。

委員：原案のままでは、重要な点を読み流してしまうと考えており、もう少し表現が工夫できないかと考えている。この意見は重要になってくると思われるので、もう少し上手くニュアンスを表現したい。

分科会長：箱モノを計画的に作らず、一定の用途が終わると、運営や後処理にお金が多大にかかり無駄になる事は、全国的にしばしば指摘されていることである。P.32 の部分に、投資が無駄にならないように、中・長期的な計画を立てていくニュアンスを入れると良いと思う。委員、事務局ともにそれでは、双方ともよろしいということで、次に進める。

委員：人材確保の部分の文章中に『必要に応じて国や県とも協議を行いながら』という言葉があるが、どのような意味か。人材確保については、国、県、市それぞれの役割があり、市としては人材の質的な面に大きな役割があることは理解しているが、確保の面における市の考えを聞きたい。

事務局：P38 の人材確保の面における『必要に応じて』というのは、『国や県と必要に応じて協議を行う』という意味である。介護人材の確保については、福岡市独自の取組みを今後検討させて頂く。ただし、人材確保については、基本的には県の役割であるため、県の事業と重ならないように、必要に応じて協議しながら進めていきたい。

委員：【了承】

分科会長：現場に近い方ほど人材確保の困難さについては痛烈に感じている。そのような現状があり、答申案の『必要に応じて』という表現は、緊迫感が不足しているイメージにとれる。事務局の考えを踏まえると、『国や県と必要に応じて協議を行う』という表現が適切と考える。

事務局：指摘のとおりに対応する。

分科会長：他に意見が無ければ、先に進める。第5章の部分でご意見はあるか。第5章に記載されている内容は、国の基準があるため、基準を大きく逸脱することは困難であるが、何か意見があればいただきたい。

分科会長：それでは、議論を先に進める。その他の意見の部分で、ご意見はあるか。

分科会長：市民意見54番、災害時の個人情報の件について、答申案にはどのように記載しているのか。

事務局：今回の答申案の本文中には災害時の個人情報の件は記載されていないが、日頃の業務の中で、地域の方々の話を伺ったところ、個人情報の保護が地域の活動の妨げになっているという意見をよく聞く。平成25年に災害対策基本法が改正され、災害時の要支援者の個人情報については、行政で名簿を作成し、地域の方々の避難計画を作ることが定められており、保健福祉局と市民局とで現在検討中である。

分科会長：他にご意見はないか。

委員：新しい総合事業へ移行するスケジュールを教えてくださいとの市民意見があるが、今後、サービス内容などが決まり次第、市民向けに広報するという事を徹底して欲しい。

事務局：新しい総合事業については、今後、福岡市で事業内容と基準等を検討させて頂き、また、市民の皆様にご説明出来るような機会を設けたいと考えている。

分科会長：他にご意見はあるか。それでは、答申案の修正について3点ご意見をいただいたので、この3点を修正し、介護保険事業計画の答申案としてまとめたい。今回の修正部分については、分科会長と事務局とで十分に検討し、責任を持って対応するので、ご一任いただきたいと思います。委員の方々はよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：それでは続けて、次の資料4について、こちらは第6期福岡市介護保険事業計画の策定についての答申書であるが、この文言で委員の方々はよろしいか。

委員：【了承】

分科会長：それでは、答申については保健福祉審議会委員長から市長に提出させていただく。短い期間の中ではあったが、委員の方々にご意見を頂き、答申をなんとか作成することができ、感謝を申し上げます。

分科会長：現在、稀にみる高齢化が非常に速いスピードで発生しており、そのため、第6期計画の中でも、平成29年度から始まる地域支援事業で新しい総合事業に部分的に移行したり、管轄が市町村になるなど、制度の変化も盛り込まれている。その中で、最も根本的なものとして福岡市らしい地域包括ケアシステムを立ち上げていかなければならない。第5期計画の中では、準備を行ってきたが、第6期計画ではいよいよ本番である。未体験の領域に足を踏み込んでいかなければならないというのが、第6期計画である。福岡市らしい地域包括ケアシステムを軸に高齢者の介護保険を中心とした対策を、全国的にも発信出来るように作って頂きたい。行政と共に各団体の方もご協力頂きたい。

分科会長：それでは、議事を終了し、報告事項に移る。

### (3) 報告

分科会長：報告事項1「認知症疾患医療センターの増設について」、事務局から報告をお願いします。

事務局：【資料5により説明】

分科会長：ご質問はあるか。

委員：センターは福岡県も増設しているが、福岡県と福岡市とで名称が若干違うので、整理した方がよい。

事務局：国が正式に使用しているのは、福岡市が使用している名称の「認知症疾患医療センター」である。県が独自に「福岡県認知症医療センター」という名称をつけている。県民、市民の方々にはわかりにくくなっているため、ご意見を福岡県に伝えておく。

分科会長：名称が違くと、別物と理解される方もいるので、行政で協議して頂きたい。

分科会長：他に何もなければ、次の「地域包括ケアにおけるICT活用アイデア・提案・事業企画等の募集について」、事務局から報告をお願いします。

事務局：【資料6により説明】

分科会長：地域包括ケアにおいて、ICT化というのは避けて通れない事だと思う。それぞれの団体がそれぞれの情報を持ってやっている時代ではない。クラウド等をはじめとしたICTを活用し、プラットフォームを立ち上げて、それぞれの情報を共有することが出来ると思うが、その場合、セキュリティや運営の課題がある。これを専門家だけで議論するのではなく、利用する人をはじめとする関係者に幅広い意見を聞いたうえで進めていただきたい。また、業者も多数いると思うので、多くの案を受けた中でしっかりと議論し、慎重かつ大胆に進めていただきたい。

分科会長：他にご意見はあるか。無いようなので、報告を終了し、以降の進行は事務局をお願いします。

### (4) 閉会

事務局：【閉会の挨拶】

## 【別紙】出席者一覧

### 1 高齢者保健福祉専門分科会委員(※五十音順)

氏名	役職・専門分野等	備考
あべ せいごう 阿部 正剛	福岡市議会第2委員会委員	
いけだ よしこ 池田 良子	福岡市議会第2委員会委員	
いしだ しげもり 石田 重森	福岡大学名誉学長	副分科会長
いとう たけし 伊藤 豪	福岡大学商学部准教授	
いまはやし えいこ 今林 栄子	第2号被保険者	
うちだ ひでとし 内田 秀俊	公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部代表	
おだわら むつこ 小田原 睦子	福岡市民生委員児童委員協議会	
かきまつ のりこ 笠松 範子	第2号被保険者	
かとう めぐみ 加藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表	
きざき のぶよし 鬼崎 信好	久留米大学文学部社会福祉学科教授	
くろいわ えつこ 黒岩 悦子	公益社団法人福岡県看護協会常任理事	
さとう ふみこ 佐藤 美美子	第1号被保険者	
しばぐち さとのり 柴口 里則	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会副会長	
しらつ よういち 白津 陽一	第1号被保険者	
たけのうち とくもり 竹之内 徳盛	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長	
たしろ よしき 田代 芳樹	株式会社西日本新聞社論説委員会委員	
たにぐち よしみつ 谷口 芳満	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	
てづか ゆういち 手塚 裕一	公益社団法人福岡県高齢者能力活用センター業務担当局長	
なかの ちえ 中野 千恵	公益社団法人福岡県介護福祉士会副会長	
ながら ひとし 長柄 均	一般社団法人福岡市医師会副会長	分科会長
はまさき たろう 浜崎 太郎	福岡市議会第2委員会委員	
やまね てつお 山根 哲男	福岡市介護保険事業者協議会会長	

## 2 福岡市保健福祉局(※組織順)

氏名	所属
中島 淳一郎	福岡市保健福祉局長
荒瀬 泰子	福岡市保健福祉局理事
福永 たつ子	福岡市保健福祉局総務部長
高木 三郎	福岡市保健福祉局総務部政策推進課長
入江 晋	福岡市保健福祉局健康医療部長
佐伯 俊資	福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課長
満生 美保	福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課長
中村 卓也	福岡市保健福祉局高齢社会部長
平田 俊浩	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課長
佐藤 文子	福岡市保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課長
大久保 治郎	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長
中園 泰浩	福岡市保健福祉局高齢社会部介護福祉課長